

改正

平成19年3月29日規則第12号

平成27年3月25日規則第15号

平成28年2月18日規則第3号

平成28年3月25日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例（平成18年松浦市条例第89号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 松浦市放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施場所は、保育所若しくは学校の余裕教室又は民間施設等、市長が適当と認める施設を利用して実施するものとする。

(実施日)

第3条 事業は、次に掲げる期間を除いて、毎日実施するものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 8月13日から8月15日までの日及び12月29日から1月3日までの日

2 市長は、自然災害その他の理由により事業の実施が適当でないと判断したときは、事業を中止することができる。

3 前項に基づき、事業を中止するときは、保護者との連絡調整を十分に図るよう努めるものとする。

(実施時間)

第4条 事業の実施時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 学校開校日は、児童の下校時刻から午後6時30分までとする。

(2) 土曜日並びに春休み、夏休み及び冬休み期間中は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

(利用の手続等)

第5条 事業の利用を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、放課後児童健全育成事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、審査を行い、その可否について放課後児童健全育成事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により保護者へ通知するものとする。

3 保護者は、事業の利用を中止する場合は、放課後児童健全育成事業利用中止届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(利用の制限)

第6条 市長は、事業を利用中の児童が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を制限することができる。

- (1) 感染症に罹患し、他の児童に感染するおそれがあるとき。
- (2) その他事業の運営上支障があるとき。

(傷病等の対応)

第7条 保護者は、児童の活動中の事故等に備え、保険に加入するものとする。

2 事業の活動中に、傷病等のため医師の治療を受けた場合は、その治療に要した費用は、保護者の負担とする。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、事業の実施に当たり、関係機関との緊密な連携を図り、利用する児童の健全育成に努めるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則（平成16年松浦市規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第15号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の規定によってなされた申請、決定、届出その他の行為は、それぞれ改正後の松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成28年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。